



Title	社会政策の展開と階級区分 : T.H. マーシャルを中心にして
Author(s)	森定, 玲子
Citation	年報人間科学. 1989, 10, p. 53-68
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/4629
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学人間科学部（一九八九年三月）

『年報人間科学』第十号 五三頁—六八頁

社会政策の展開と階級区分

——T・H・マーシャルを中心にして——

森 定 玲 子

社会政策の展開と階級区分

— T・H・マーシャルを中心にして —

一、T・H・マーシャルと社会政策

どのような社会でも、富や権力、社会的評価は人々の間に不平等に分配されている。それらの不平等は相互に関連して生活機会の格差をもたらす、社会的不平等の構造を作り出している。しかし、そのことが必ずしも社会的分裂をもたらすわけではない。十九世紀イギリスでは、大半のヨーロッパ諸国と同様に、社会階級による生活機会の不平等が存在していた。にもかかわらず、既存の政治的諸制度が根本的に疑問とされるような事態に至らなかった。労働者階級は比較的平和裏に市民として平等な諸権利を獲得することができた。

イギリスの経験に基づいて、T・H・マーシャルは「市民権と社会階級」(一九四九)という論文で、一つの枠組みを提示している。近代社会の社会的統合の基礎は市民権であり、市民権の内容が豊かになることによって、社会階級の不平等が修正されるというものである。一九五〇年代に労働運動が一応鎮静化すると、マーシャルの枠組みはその現象を理論的に根拠づけるものとして使われた。すなわち、市民権が拡大すれば、階級関係を根本的に変えることなく、社会階級の不平等が縮小され、社会システムが安定し得ると。その

解釈は次のような批判を受けた。市民権は支配階級による譲歩的な社会統制にすぎず、市民権の拡大によって労働者階級は既存の階級関係に組込まれる結果になったと。社会階級の不平等が修正されるというマーシャルの見通しに、二つの異なった評価が与えられた。

マーシャルは「英国の社会学の経歴」(一九七三)で、彼の研究生活を貫く関心領域として社会的成層、社会政策、専門職業の三つを挙げている。^①しかし、S・M・リップセットは、マーシャルの社会学の業績を次のようにまとめている。「社会政策に対する関心は六〇年代以降マーシャルの著作の大半を満たしているけれども、彼が社会学において最も良く知られているのは近代的な階級構造の創出、特に、最初の産業国のイギリスにおける創出の初期の分析と民主主義と不平等の緊張(彼の最近の作品を基礎付けている観念)の性質を明らかにしたからである。」^②マーシャルの社会政策に関する業績は、今まで、社会学における業績から切り離して扱われる傾向にあった。

R・ピンカーは、マーシャルの研究者としてのキャリアを「彼が主に社会学者としての仕事をした時期と、社会政策行政に関する作品を書いていた隠退後の時期」に慣習的に区分する解釈を批判している。マーシャルの社会政策行政に関する作品を彼の社会学のより

広いコンテキストに置くことを主張している。ピンカーは「市民権と社会階級」を、マーシャルが社会政策に取組むようになったきっかけであり、その後の研究に影響を及ぼしているものとして位置づけている。ピンカーの主張は、社会政策学の立場から、マーシャルの業績を統一的に理解する試みであると言えるだろう。

同様に、社会学の立場から、マーシャルの業績を統一的に再解釈することも可能だと考えられる。マーシャルは『社会政策』（一九七五）という著作で、イギリスの二十世紀の社会政策の変化を整理している。それは、「市民権と社会階級」で論じられている現象と重複する部分を持っている。それ故、『社会政策』に関連づけて、マーシャルの枠組みを再検討することができるだろう。そうすることによって、マーシャルがどのような根拠に基づいて社会階級の不平等が修正されるという見通しをたてたのかということがより明確になるだろう。

二、ナショナル・ミニマムと市民権

マーシャルが「市民権と社会階級」を発表した頃、イギリスの社会政策は一つの転換期を迎えていた。一九四五年七月に行なわれた総選挙の結果、労働党が初めて絶対多数の議席を獲得した。労働党は、産業国有化政策と並んで、全国民加入制の社会保険と無料保健医療サービスを政策として挙げていた。政権の座に就くと、労働党は選挙公約を次々と実現していった。これらの政策は、労働党が一

九一八年に初めて政策綱領を取り決めて以来、労働党の基本路線であった。一九一八年の綱領は、すべての市民に対して、健康的で文化的な生活を送るのに不可欠なものの保障を「労働党の第一原則」として位置づけていた。イギリス国民は、このナショナル・ミニマムの原則に基づいて、戦後の社会再建を行なうことを支持したと言えるだろう。マーシャルは、ナショナル・ミニマムという原則が広く受け入れられたことの意義を理解するために、市民権という分析枠組みを提示している。

マーシャルの市民権概念の特徴として、次の二点を上げることができるだろう。一つは、市民権の要素を、公民権、政治権、社会権の三つに区別したことである。公民権は「個人の自由にとって必要な諸権利——人身の自由、言論、思想、信仰の自由、財産を所有し、法的に有効な契約を締結する権利、裁判権——から構成されている。」これらの権利に基づいて、諸個人は経済の単位として自由に活動することができる。政治権は「政治的権威を授けられた団体の構成員として、あるいは、そのような団体の構成員の選挙人として、政治権力の行使に参加する権利」である。これらの権利によって、社会生活の中から生じた問題が政治的に解決される。社会権は「最低限の経済的福祉や保障の権利から、全体の社会的遺産を分有し、そしてその社会における支配的な標準に従って、文化的な生活をする権利までの全領域」を含む。これらの権利は、最低限の健康で文化的な社会生活を維持する。マーシャルは、市民権の三要素を保証する制度として、裁判所、国会や地方議会、教育制度や社会福祉を挙

げている。

もう一つは、諸権利とそれらを保証する諸制度との間に、機構を媒介させたことである。マーシャルは、制度が確立すると自動的に諸権利が保証されるわけではないと主張する。諸制度への接近を媒介する機構が重要な役割を担っている。公民権の場合は裁判所の管轄範囲や訴訟費用を賄う責任が、政治権の場合は参政権の資格制限が、社会権の場合は資産調査が障壁となった。「この機構全てが一緒になって、どんな権利が原則上認められるかということだけでなく、原則上認められた権利がどの程度実際に享受されているかということを決定した」^①。このように市民権を定義することによって、マーシャルは、機構の変化に注目して、イギリスの歴史を市民権の三要素の発展として再構成している。それに基づいて、十九世紀初頭と十九世紀末の二箇所を時代区分を行なっている。

イギリスでは、十八世紀後半から、エリザベス徒弟条令の妥当性が論争的となっていた。その徒弟条令は、「徒弟の数、その年長の長さ、および各雇用主によって雇われる徒弟の数についての嚴重な規定」^②を含んでいた。コモン・ローでは、既に、合法的な職業で働くことを独占によって制限されるべきではない、という見解が確立していた。徒弟条令は、コモン・ローに対立するものとして、裁判所の攻撃にさらされていた。一八一四年にその条令はようやく撤廃された。

一八三四年にはスピーナムランド救貧法が撤廃された。スピーナムランド法は、老齢や疾病などのために働くことができない者はも

ちろんのこと、働いている者も救済の対象としていた。賃金が生活に必要な法的に定められた額に達しない場合、不足分は救貧税によって補われた。労働者は、景気のいかにかわらわず、極度の貧困から免れるはずであった。「しかしその結果は、労働者はいくらか働いても、また景気のいかにかわりなく、同じ飢餓賃金しか得ることができない、ということであった。というのは、教区当局と雇用者の双方が、法によって定められた最低額を、他方が必要だけ補って満たすであろうという理由で、現実には支払う救貧税と賃金をそれぞれが引下げることがありえたからである。」^③スピーナムランド法が撤廃されると、賃金は労働者と企業者との間の契約に委ねられた。

この二つの例は、次の見解が公約に認められたことを示している。「個人自身の利益にもっともふさわしいと信ずる方法と条件で、個人の時間と労働を処理するというすべての人々の完全な自由」^④に政府が干渉すべきでない。それ故、マーシャルは、十九世紀初頭までに公民権が確立していたと主張する。

同じ頃、選挙法改正はようやく始まったばかりであった。一八三二年の第一次改正は、腐敗選挙区を廃止し、選挙権の資格を経済的資産に置いた。選挙権はもはや貴族や地主の独占物ではなくなった。公民権が共有されていたので、選挙権を獲得する可能性はすべての人々に開かれていた。「お金を稼ぎ、蓄え、不動産を買ったり、家を借りたりして、これらの経済的達成に付随するどんな政治的権利をも享受するのは彼の自由であった。」^⑤しかし、一八三二年の法が

制定した資格制限は、一般の労働者にとって容易に飛び越えられるものではなかった。結果として、企業者を含む中間階級は選挙権を獲得したが、労働者階級は排除された。

その資格制限は後に続く選挙法改正によって徐々に取除かれた。

一八六七年の第二次改正は、都市について戸主選挙権を採用し、都市の労働者にも戸主選挙権を拡大した。一八八四年の第三次改正は、農村の労働者にも戸主選挙権を適用した。一九一八年の第四次改正は「成年男子普通選挙権を採用することによって、政治権の基礎を経済的資産から個人的地位に移した。」¹⁹それ故、二十世紀初頭までに政治権が市民権の要素の一つとして認められたと、マーシャルは述べている。

十九世紀を通じて社会政策の中心は、一八三四年に制定された新救貧法であった。児童、病人、老人、失業者の区別なく、貧困のために救済を必要とする者は救貧法当局によって労役所に収容された。児童は救貧法学校で教育を受け、病人は救貧法病舎で治療を受けた。それ故、救貧法当局は、貧困の救済のみならず、あらゆる公的サービスも任務として含んでいた。しかし、救貧法の適用を受けると、労役所に収容されることで実質上公民権を剥奪された。さらに、法によって政治権を剥奪された。「救貧法は貧困者の要求を、市民の権利の必要な部分としてでなく、それに代るものとして——要求者が言葉の本当の意味で市民であることを止めた場合にのみ満たされるような要求として——扱った。」²⁰

以上のことから、マーシャルは、十九世紀の市民権の中心的要素

は公民権であったと主張する。「公民権は競争市場経済にとって不可欠であった。それは各人に、個人の地位の一部として、経済闘争に独立の単位として従事する力を与え、彼が自らを護る手段を備えているということを根拠に社会的保護を彼に拒否することを可能にした」。それ故、公民権は諸個人に「所有したいと思う物を得るために努力する合法的能力を与えるが、所有することを保証しない。」²¹そのことは、異なった条件のもとで、同じ職業で働く人々の間に不平等をもたらした。経済的に成功した人々は、失敗した人々を労働者として雇い入れて、企業を拡大していった。人々は企業者を含む中間階級と労働者階級に区分された。すなわち、公民権の副産物として社会階級が生じたのである。

労働者が個別的に雇用契約を結ぼうとすると、雇用者の方が優位に立つ。その結果、労働者階級は貧困状態に置かれていた。しかし、社会階級の不平等は社会にとって不可欠なものだと見なされていた。貧困は労働の刺激であり、富は労働の結果であると主張された。社会の最下層の人々のひどい貧困に対してのみ、救貧法が救済を与えた。救貧法は「雇用の外側にあるあらゆる社会的責任を産業から取除いた」²²。

一八六〇年代後半から、雇用契約における力の不均等を是正するために、労働者階級は労働組合の合法化を求めていた。一八七五年に団体交渉権が認められると、労働者階級は組合を通じて契約の権利を行使できるようになった。それ故、マーシャルは、経済的領域で公民権が個人によって行使されるものから、集団によって行使さ

れるものへと拡張したとらえている。この拡張に基づく労働組合の交渉システムを産業市民権 (Industrial citizenship) と呼び、もう一つの市民権のシステムとして位置づけている。このシステムは、労働者階級の経済的地位をある程度向上させた。

しかし、都市に居住する労働者の貧困状態を告発する著作が、一八八〇年代に相次いで出版されている。A・メインズの『ロンドンの浮浪者の悲痛な叫び』(一八八三)は、労働者がひどい社会的、物理的環境に置かれていると訴えた。C・ブーアのロンドン調査(一八八九)とS・ラウントリのヨーク調査(一九〇一)は、イギリスの人口の約三十パーセントが栄養不足で飢餓のふちに在ることを明らかにした。とりわけ、ラウントリは最低の生活水準を維持できる家計を算出し、一般的な労働者の賃金がそれを下回ることを示した。これらの発見から、労働組合活動だけでは、労働者階級は最低の生活水準に容易に到達できなかった、と言えるだろう。そこで、マインシャルは次のように述べている。「市民権は、十九世紀末まで、社会的不平等を減じるためにほとんど何もしなかったけれど、進歩をある方向に導くのに役立った。それは、二十世紀の平等主義的政策に直接つながっていた。」⁵⁴

十九世紀末以降から、社会政策を取り巻く環境が大きく変化していった。一八九三年に、最初の労働者政党である独立労働党が結成された。議会立法を通じて労働者階級の要求を実現することを目的としていた。それは、政府の機能についての観念が変化したことを示している。政府が人々の福祉に責任を持ち、社会生活に干渉する

権限を持つ、という考えが受け入れられた。

社会サービスへの要求の高まりは、従来の救貧法では対応しきれなかった。二十世紀初頭までに、貧困者の救済そのものとは無関係な公的サービスが、救貧法当局の領域に侵入していった。⁵⁵さらに、老人や失業者が救貧法の手の中に落ち込むのを救うために何らかの公的措置が必要だと論じられた。一九〇九年の救貧法および貧困救済王立委員会の少数派報告は、救貧法の全面的棄却を要求した。個別の公的サービスが発達すれば、「救貧法当局のみが世話することができであろう貧困者の残余の層」はなくなるだろうと主張した。救貧法が忌避されたのは、その適用を受ける者が被救恤窮民という烙印を押され、一般市民から区別されたからである。救済を市民の権利として受領されるものにするためには、救貧法当局を解体し、別の制度を新たに構築する必要がある。

そこで、一九一一年に、疾病と失業に対する強制社会保険制度が初めて導入された。健康保険制度の目的は、現金給付やサービス給付というかたちで、被保険者に医療措置を提供することであった。失業保険は、失った所得を一定の期間現金給付で補った。その資金は、雇用者、被雇用者、国家の三者の拠出金によって賄われた。「それは社会における責任の分配をそのまま反映していた」⁵⁶。被保険者の拠出保険料が保険給付金を受領する正当な資格を与えた。しかし、拠出金と給付金の金額は国家によって規定されるため、しばしば保険数理の水準以上に給付金が吊り上げられた。一九二〇年代の不況時には、一時期、失業者は保険料を支払っていなくても、将

来支払うであろうという仮定のもとに、給付金が支給され続けた。それ故、疾病や失業の危険から労働者の生活が護られるべきだということについて、かなりの程度認められていた、と言えるだろう。その有効な手段が強制社会保険制度だと考えられていた。

その社会保険制度では、労働者だけが被保険者になる資格を持っていた。給付対象を一定の所得層に限定した制度は、所得の不平等を減少させる効果を持つ。「拠出金や付加税で支払った額より給付金の方が高いので、その集団と上位集団との収入格差が減少した。」^⑧しかし、階級区分は逆に際立たされることになる。「これは社会が二つの階層に分けられるという印象を与えた。すなわち、独立した自活力のある納税者層と強制的に被保険者であり、保険給付金を受け取る層である。」^⑨この階級区分が解消されるためには、制度を普遍的なものにする必要があった。

社会保険制度は、一九四六年にベバリッジ計画に基づいて再編成された。その計画は、既存の制度の合理化以上のものを含んでいた。その基本原則として次の三つを上げることができる。「第一に、その計画は普遍的、強制的、拠出制保険でなければならない。第二に、拠出保険料と給付金はすべての者に対して同一の率でなければならない。そして給付金は生活維持水準で固定されねばならない。そして第三に、公的給付金は任意の貯蓄によって補足されるべきである。」^⑩

これらの三原則を束ねているのが、ナショナル・ミニマムの原則であった。「国家は生計維持に必要な絶対最低限の所得を国民に保

証する費用を拠出することを国民に強制する権限を与えられている。」^⑪給付金が資産調査なしに権利として受領されるためには、被保険者を労働者階級だけでなく、中間階級にも拡大する必要があった。生計維持に必要な所得はすべての人々にとって同じであるから、給付金は均一であった。たとえ給付金が不十分であっても、不足分は私的な貯蓄によって補われ、資産調査を必要とする公的扶助は例外的なケースにとどめられるべきであった。ベバリッジは、国民全体を包括する強制社会保険制度で、ナショナル・ミニマムを市民の権利として確保しようとしたのである。

保健医療の場合、保障されるべきものは収入ではなく、医療措置である。一九四六年に、保健医療は従来の保険制度から切り離されて、国民保健サービスとして確立した。その運営に必要な資金はいぶぶん税金から賄われた。「個人的に彼らが支払う額は受領する給付の原価によって影響されず、また、受給する権利のある金額も、保険料であれ税であれ、彼らが拠出した額に（もしあったとしても）よっては影響を受けない。患者と医師の間には金銭のやり取りは全くなく、額は述べられず、サービスの原価を見積もることもなかった。」^⑫すべての人々に、原則として、無料で質の高い保健医療サービスを提供しようとした。

給付対象がすべての人々に拡大されると、所得の不平等は再び広がることになるだろう。しかし、社会サービスにとって「重要なものは、文化的生活の具体的内容を一般的に豊かにすること、危険と不安定を一般的に減少させること、あらゆるレベルで幸運な人と不運

な人との間を平等にすることである」²²。それ故、社会政策は十九世紀末以降から、すべての人々を給付対象とする普遍的制度を発達させてきた。すべての市民が保険手帳を持ち、一定の条件を満たせば、給付金を引出せることを知っている。保健医療サービスでの処遇が、階級の違いによって影響されることはない。普遍的な現金給付やサービス給付は、階級区分を横切る共通の経験を作り出した。同じような展開は、教育行政においても見出すことができる。

十九世紀末までに、公立の小学校は、無償と義務教育の原則に基づいて運営されるようになった。教育は市民権にとって不可欠なものだという考えが受入れられた。公民権と政治権を十分に行使するためには、読み書き能力が必要である。「それ故、自分自身を改善し洗練する義務は社会的義務であって、単なる個人的義務ではなかった。というのは、社会の社会的健康が成員の文明化の程度によっているからである。」²³

しかし、教育行政が保障したのは初等教育だけであった。中等教育に対してほとんど配慮を払わなかった。それ故、公立の小学校は「すべての人々に開かれていたが、他の種類の教育を利用できない社会階級（非常に大きく多様な社会階級であるが）によって利用された。」²⁴中間階級の子供は私立の小学校を経て、中等以上の教育を受けた。それに対し、労働者階級の子供は初等教育しか受けることができなかった。

二十世紀になると、中等教育を受ける機会を労働者階級の子供にも開くべきだ、という要求が高まった。一九〇二年の法によって、

地方当局は公的費用を中等教育のために使うことができるようになった。しかし、提供された中学校の数が少なかつたので、生徒は限られた座席をめぐる競争しなければならなかつた。

一九四四年の教育法は、家族の収入に関係なく、すべての生徒に機会の平等を与えることを目標として明確に述べている。「異なる年齢、能力、心構えを考慮して望ましいほど多様な教授と訓練を提供する教育の機会を、すべての生徒に与えることができないのであれば、中学校の提供は十分だと考えられないだろう。」²⁵そこで、グラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールの三種類の中学校が提供された。²⁶

以上のことから、二十世紀の社会サービスがナショナル・ミニマムの保障を原則として運営されていると、マーシャルは主張する。「国家は不可欠な商品やサービス（医療的配慮や供給、保護や教育というような）の最低限の供給、あるいは、不可欠なものに使うことができる最低限の現金収入——老齢年金、保険給付金や家族手当というような——を保証する。」²⁷これらの保証を、資産調査という行政裁量が介入することなく、一率に市民に権利として与えようとしていた。それ故、最低限度の生活水準を享受することは市民の権利である、という考えが受入れられたと言えるだろう。

マーシャルは、市民権の三番目の要素である社会権を次のように定義している。「社会権はある水準の文化に対する絶対的な権利であり、市民権の一般的義務の遂行という条件にのみ従う。」²⁸この定義に照らして、二十世紀の社会サービスが市民の権利として保証し

ようとしているものは、社会権であるマーシャルは主張する。

従って、市民権の三要素という分析枠組みを用いれば、イギリスの歴史は次のように時代区分することができる。公民権が確立した十九世紀初頭以降と、社会権が発達していく十九世紀末以降である。一九四五年の労働党政権の誕生は、社会権の発達という局面に属することになる。公民権の確立は副産物として社会階級を生み出し、十九世紀を通じて社会階級の不平等が歴然としていた。社会権が発達すると、社会生活に不可欠なものが、個人の資産に関係なく保証されるようになる。階級の違いが社会生活に及ぼす影響は弱められるだろう。それ故、マーシャルは、社会権が発達することによって、社会階級の不平等は修正されるという見通しをたてている。

マーシャルの主張の根拠は、社会サービスが普遍的な制度として発達してきたことにある。十九世紀に社会階級の不平等が歴然としていたのは、社会サービスが普遍主義に基づいて運営されていなかったからであり、十九世紀末以降普遍主義が強まると社会階級の不平等が修正される。この二つの時代区分の移行を説明するために、マーシャルは、市民権に社会権という要素を導入した。社会権とそれを保証する社会福祉諸制度を媒介する機構として社会政策が位置づけられた。従って、マーシャルの枠組みが二十世紀後半においても妥当するかどうかは、その後の社会政策の展開によって判断されるだろう。

三、社会政策の変化と社会権

イギリスでは、二十世紀後半に入ると、社会政策の普遍主義は二つの方向から攻撃を受けている。一つは行政側の問題である。社会サービスのための支出は、次第に、財政にとって大きな負担となっていた。国庫負担を軽減するために、政府は一九五九年に、均一割合の老齢退職年金を土台として、所得比例の年金制度を上乗せすることを決めた。一九六六年には、疾病、失業、寡婦手当などの短期給付にも所得比例制度が導入された。この改革によって、社会保険は「所得が途絶えるかあるいは中断した時、そのことが発生する前に稼いだ所得に対して納得できる関連を持たせながら所得を与える」という方法で、全労働人口の所得構造を調整するという幅広い目的²⁾を持つようになった。所得の不平等が社会保険の構造に組み込まれたのである。低所得者は十分な給付金を得ることができないので、資産調査を伴う補足給付を必要とした。これらのことは、社会保険制度がベバリッシ・プランの原則から離れたことを意味する。従来の方針の再検討は社会保険制度にとどまらなかった。一九七〇年代から社会サービス予算は全体的に抑制傾向にあり、一九七九年には福祉国家政策の転換を唱えるサッチャーの保守党が政権の座に就いた。政府は社会サービスの根本的改革に着手した。それ故、社会サービスによってナショナル・ミニマムを保証するという原則が後退したと言えるだろう。

同じ時期に、市民の側からも、従来の社会政策を見直す要求がでてきた。普遍的な給付制度は、特定のハンディキャップを負った人達の特異な要求を十分に保証することができない。障害手当所得グループ

プは次のような目標を掲げて、運動を行なっていた。一つは、障害者が必要とする特殊な福祉サービスや設備などを提供する責任が、地方当局にあることを明確にすること。もう一つは、障害者が通常の社会生活を送ることができるよう、障害者のための特殊な現金給付を制度化することである。旧植民地から移住してきた少数民族は、地域住民との葛藤にさらされ、職業の機会や住宅環境について劣悪な状態に置かれていた。他の市民が享受しているものと等しい機会や扶助を獲得するために、彼らは抗議運動を行なった。これらの例が示すように、様々な社会運動が噴出してきている。権利として公的扶助を請求できるように法律の改正を働きかけ、いくつもの具体的成果を勝ち取ってきた。さらに、最近の新しい傾向として、自然や環境の保護を目的とする社会運動が活発に行なわれている。

自然の景観や、そこに生息する動植物の生存権を、開発による破壊から守るために、法律の制定を働きかけている。それ故、従来の社会サービスが保証していたナショナル・ミニマムを不十分なものと見て、市民の側から異義表明が出されていると言えるだろう。

マーシャルは、ナショナル・ミニマムという原則が広く受け入れられたことを説明するために、市民権の要素に社会権という概念を導入した。社会サービスが普遍主義に基づいて運用されるようになってきたことから、社会権が発達していると主張した。それによって社会階級の不平等が修正されると述べた。しかし、社会サービスの後退や社会運動の噴出は、社会権の発達というマーシャルの前提を脅かし、社会階級の不平等が修正されるという見通しに疑問を投げかけ

る。このような状況の変化を背景に、A・ギデンスは、「階級区分、階級葛藤と市民権」(一九八一)でマーシャルを批判している。社会サービスの後退を説明できるように、社会階級に力点を置き直して、マーシャルの枠組みを再構成している。

まず、ギデンスは、一九八〇年代という有利な状況から、マーシャルの枠組みを批判している。「市民権の発達、国家の慈悲深い手によって必然的に促進される進化の自然な過程のようなものとして起るように」²⁰マーシャルは記述している。しかし、公民権は、中間階級が職業に関する封建的義務や制限を破棄しようとする闘争の中で確立された。政治権は、それを特権として独占しようとする貴族との闘争の結果として、中間階級に拡大された。市民権は実質的には闘争を通じてのみ達成されている。マーシャルはその点をあまり重視していない。それ故、団結権、団体交渉権、ストライキ権を「経済的公民権」と分類している。経済的領域で公民権概念が拡張されて、集合的に行使されるようになったと説明している。労働者階級が勝ち取った「経済的公民権」と中間階級が勝ち取った公民権を一緒にしている。

公民権が確立すると、政治権を貴族に制限していた封建的障壁が取り除かれ、政治権が拡大する。政治権を労働者階級が行使することによって、社会権が新たに確立される。このような過程の最終局面に福祉国家が置かれている。「マーシャルは市民権の拡張を、福祉国家の形成に至る、一方方向の現象として、不可逆的な発展方向への多くの段階として扱う傾向がある。」²¹しかし、一九八〇年代

のイギリス社会は、マーシャルが一九四九年の時点で想定していたような福祉国家ではない。実際の市民権は、マーシャルの分析よりも弱く、後退することもあり得る。マーシャルの枠組みには市民権の後退が論理的に組み込まれていない、とギデンスは批判している。

この問題を解決するために、ギデンスは、社会階級に力点を置き直して、マーシャルの枠組みを再構成している。階級構造を規定するのは資本主義的労働契約である。それは「雇用者は労働者を、より正確には労働者の労働力を貨幣資金との交換で雇う」³³という純粹に経済的な関係である。この関係が成立するための条件は二つあった。一つは、政治的領域と経済的領域がそれぞれ独自の領域として分離することである。もう一つは、労働者を労働過程への統制から排除することである。

政治権が拡大すると、議会政府が封建勢力に取って代り、政治的領域は独自の領域として確立した。公民権が発達すると、経済的領域への政治権力の介入は、個人の自由に対立するものとして否定された。公民権は本来個人によって行使される権利であるので、雇用者と労働者の力の不均衡がそのまま反映される。結果として、公民権は労働者に貢献した。資本主義的労働契約に基づいて、人々は雇用者を含む中間階級と労働者階級に区分された。

政治的領域と経済的領域が分離しているので、階級葛藤は二つの領域に方向づけられることになった。政治的領域では、労働者階級は彼らの利害を代表する労働党を組織した。中間階級との政治闘争

の結果として、普通選挙権を勝ち取った。労働党を通じて社会権を確立した。しかし、これらの成果は、資本主義的労働契約の遂行にほとんど影響を及ぼさなかった。経済的領域では、雇用者や政府の反対に直面しながら、労働者階級は団結権、団体交渉権、ストライキ権を勝ち取った。労働過程への統制を再び労働者の手に取り戻すために、労働者階級は労働組合を組織化し、ストライキ権を行使する必要があった。従って、「市民権の拡張は階級区分を弱めたと言うよりも、階級葛藤は市民権を拡張する手段であったと言うほうがより妥当する」³⁴市民権が常に階級葛藤の焦点にあるならば、階級の勢力のバランスによって市民権が後退することもあり得るとギデンスは説明する。

社会サービスは、今や、労働者階級の生活にとって不可欠なものとなっている。その資金は拠出保険料や税金によって賄われている。拠出保険料の半分を雇用者が負担し、税金は累進課税で徴収されている。社会サービスを維持するための負担は、中間階級の方が大きい。それ故、社会サービスは、中間階級から労働者階級へ所得を再配分するという機能を持ち、階級葛藤の焦点に位置付けられることになる。

一九七〇年代前半に、賃上げをめぐる労働争議が何度か政治的危機をもたらしした。労働党は事態打開のために「社会契約」を政策として掲げた。それは、労働組合が賃上げを自制する代りに、政府が社会福祉の水準を維持することを約束したものである。労働者階級の勢力が強くなると、社会サービスが拡張される傾向にあると言え

るだろう。一九八〇年代に、サッチャー政府が社会サーピスを後退させたことは、中間階級の反撃として理解することができよう。と、ギデンスは主張する。

しかし、同時期に噴出している多様な社会運動は、一つの階級基盤に限定されていない。運動の担い手は、知識人から中間階級、少数者集団に及んでいる。性別や年齢、人種などがもたらすハンディキャップに対して、公的扶助を要求している。階級葛藤とは別の次元の要求を争点として浮かび上がらせている。それ故、ギデンスの枠組みでは、社会運動の噴出を十分に説明できない。そこで、B・S・ターナーは『市民権と資本主義』（一九八六）で、ギデンスとは異なった方向から、マーシャルの枠組みを再構成している。多様な社会運動を説明できるように、市民権の概念を拡張している。

まず、ターナーは、マーシャルの解釈をめぐってギデンスに反論している。マーシャルの市民権の説明は、必ずしも「進化の自然な過程」を伴うものではない。市民権の発達には労働者階級の闘争が果たした役割をマーシャルは十分認識している。それ故、市民権の発達を不可逆的な傾向の発展として扱っているという批判は適切ではない。「不可逆的傾向についての仮説は彼の理論の必須な特徴ではなく、社会闘争における偶然的な社会関係への強調はそのような視座を除外するだろう」³⁴とターナーは主張する。

マーシャル批判として、ターナーは別の点を挙げている。マーシャルは市民権の平等性を強調している。しかし、イギリスの人々には市民権が与えられたが、植民地の人々には与えられなかった。「国

家的市民権はどのように包括の原則と排除の原則との矛盾した関係を含んでいた。そこでは、国籍が経済的・政治的資源への接近を決定する」³⁵マーシャルの枠組みには、市民権からの排除が論理的に組み込まれていない、とターナーは批判する。

そこで、ターナーは社会的閉鎖性に着目して、市民権を再定義している。「市民権は本質的に、社会における希少資源に対する接近と、そのような資源の分配と享受における参加という問題を言っている」³⁶ある集団が市民権を得ることは社会的資源の正当な受益者として認められることである。その対極に、正当な受益者として認められない集団が存在する。「市民権は様々な形の社会的閉鎖性によって定義されている。それは外部者を締め出し、福祉や他の社会的利益を完全に享受する権利を内部者に保存する」³⁷

十九世紀初頭、参政権は財産所有者に限定され、労働者階級には与えられなかった。労働者階級は労働組合を組織し、政党に加入した。それらの活動を通じて参政権を徐々に獲得し、政治的影響力を増大させた。十九世紀末以降、労働者階級は、政党を通じて、最低限の生活水準を確保するために、社会サーピスの拡充を要求することができるようになった。社会サーピスの給付対象者が労働者をほぼ包括するようになったことから、労働者階級に市民権が拡大された。とターナーは主張する。

十九世紀初頭以降、労働者階級に市民権が拡大されることが問題になってきたと、ターナーは主張する。それ故、従来の市民権の議論では、社会階級が中心に据えられていた。「社会階級がしばしば

市民権に対立させられている。階級区分のために根本的に不平等な社会で、完全な真の参加を達成することは不可能であると通常論じられるという意味で。」³⁷

しかし、社会サービスが労働者を給付対象者として規定している場合、女性、老人、子供、少数民族などは給付に関して不利益を被ることになる。特定のカテゴリーの人々に対する社会サービスを要求して、様々な次元で社会運動が噴出してくる。これらの社会運動は「社会参加の性質に関する問題を引き起こすので、必然的に市民権の権利に関する運動である。」当該集団に市民権が与えられるべきか否かが問題になると、ターナーは主張する。「階級と社会的成員資格の関係という観点から市民権を論じることはそれ故、狭すぎて市民権の新しい問題を扱うことができない。新しい問題は、子供、胎児、無脊椎動物、生命のない自然の景観の政治的地位に関する法律問題を引き起こしている。」³⁸ターナーは、諸集団の要求に応じて社会サービスが給付される制度的枠組みを前提に、社会運動の噴出を市民権の拡大を求める闘争として説明する。

ギデンスとターナーは、同じようにマーシャルの枠組みを土台としながら、問題として取り上げている現象が異なっている。ギデンスが社会サービスの後退であるのに対し、ターナーは多様な社会運動である。それ故、マーシャルの枠組みの中で置かれている力点が異なっている。ギデンスが社会階級であるのに対し、ターナーは市民権である。ギデンスは、社会サービスの後退を、階級葛藤による社会権の後退として説明している。ターナーは、社会運動の噴出と、

諸集団の社会権の拡大要求として説明している。この違いは、社会権という要素の捉え方の違いをもたらしている。ギデンスが社会権を社会サービスの給付として使っているのに対し、ターナーは社会サービスへの権利意識として使っている。二十世紀前半に社会政策がどうして普遍主義に基づいて発展してきたのか。二十世紀後半にどうして普遍主義が動揺してきているのか。この問題は、社会サービスの給付と権利意識の二つの方向から考察する必要があるだろう。社会サービスの後退と要求の拡大という相反する傾向は、マーシャルが一九四九年の時点で認めていた社会的枠組みを破壊してしまうことにならないのだろうか。マーシャルは、葛藤はすべての健康な社会の特徴であり、問題は別にあると主張する。「われわれの現在の不満を述べている人々の中でより目的のはっきりした、それほど破壊的でない集団が求めている転換は、基本的構造より態度や価値の転換である。制度的変化はこの目的の手段として、物理的環境への抗議として求められている。彼らの目的が達成され得るとしたならば、代議制政府と混合経済、福祉国家を含む社会的枠組みの中で達成されないということは考えられない。唯一の別の道は、より全体主義的で官僚主義的なものだろう。それは、抗議運動のより新しく重要な部分が求めているものではない。」³⁹

四、まとめ——再びマーシャルへ

本稿は、マーシャルの論文「市民権と社会階級」を『社会政策』

に関連づけて読み直すことを試みたものである。マーシャルは市民権を実質的にとらえるために、権利とそれを保証する制度との中間レベルに注目している。ある種類の権利が市民権として社会的に認められていても、現実に行使できるかということとは、権利を制度に媒介する機構によって規定される。そこで、マーシャルは、機構の側面から市民権の発達を整理し、機構が社会階級の不平等に及ぼす影響を分析している。この枠組みの中では、社会政策は社会権を社会福祉諸制度に媒介する機構として位置づけられる。社会権が確立することによって社会階級の不平等が修正されるというマーシャルの主張は、社会政策の展開の問題となる。マーシャルは社会権の確立を、十九世紀末以降の社会政策に対応させている。二十世紀半ばまでに社会政策は、ナショナル・ミニマムを保障するために、すべての市民を包括する給付システムを発達させてきた。最低限度の文化的な社会生活が階級の違いに影響されることなく保障されるようになった。マーシャルは、社会政策の普遍主義的原則によって、社会権の確立と社会階級の不平等の修正を結びつけたと言えるだろう。

十九世紀との対比で二十世紀の社会政策の特徴をとらえるためには、普遍主義という概念は有効だろう。しかし、ひとたび社会サービスが包括的な制度として発達すると、その枠内での変化をとらえるためには、不十分と言わざるを得ない。二十世紀後半に、社会政策の普遍主義的原則が動揺してきている。しかし、そのことが必ずしも社会階級の不平等を十九世紀末以前の状態に逆戻りさせている

わけではない。それ故、ギデンスとターナーは異なった方向からマーシャルの枠組みを再構成している。マーシャルの社会権概念の異なった要素に力点を置いている。彼等の論争は、二十世紀後半の社会政策の解釈をめぐるものだと考えられる。二十世紀後半に、社会政策が社会権からどのような影響を受け、社会階級にどのような影響を与えているのか。その問題に答えるためには、二十世紀前半の社会政策の特徴を、十九世紀との対比だけでなく、二十世紀後半との対比によって明確にする必要があるだろう。本稿で取り上げたのは、マーシャルの業績のごく一部にすぎない。社会政策に関する彼の論文は六十年代に集中している。六十年代以降のマーシャルに問い直すことは意義があると思われる。

[注]

- (1) T. H. Marshall "A British Sociological Career" *International Social Science Journal*, vol.25 1973 p.91
- (2) S. M. Lipset "To Marshall—Nan of Wisdom" *British Journal of Sociology*, vol.24 1973 pp.413-414.
- (3) R. Pinker "Introduction" T. H. Marshall *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann Educational Books, 1981 p.1.
- (4) *Class, Citizenship and Social Development*, University of Chicago Press, 1977, p.78.
- (5) *Ibid.*, p.81.
- (6) ウェット夫妻『労働組合の歴史』荒畑寒村監訳、日本労働協会発行、一九七三年、五五頁。
- (7) ラインハルト・ヘンディクス『産業における労働と権限』大東英祐、鈴

木良隆訳、東洋経済新報社、一九八〇年、一〇五頁。

(8) ウェット夫妻『労働組合の歴史』(前掲書)六八頁。

(9) T. H. Marshall *Class, Citizenship and Social Development*,
op. cit. pp. 85-86.

(10) *Ibid.*, p. 86.

(11) *Ibid.*, p. 88.

(12) *Ibid.*, pp. 96-97.

(13) *Ibid.*, p. 97.

(14) *Ibid.*, p. 101.

(15) 一八七〇年に初等教育法が制定されると、救貧法学校は漸次教育行政の枠内に吸収されていった。一八八五年の医療救済法は、救貧法病舎と一般病院との区別を取除いた。

(16) T. H. マーシャル『社会政策』岡田藤太郎訳、相川書房、一九八一年、七五頁。

(17) T. H. Marshall *Class, Citizenship and Social Development*,
op. cit. p. 112.

(18) T. H. マーシャル『社会政策』(前掲書)九六頁。

(19) 同書一一二頁。

(20) 同書一二五頁。

(21) 同書一〇〇頁。

(22) T. H. Marshall *Class, Citizenship and Social Development*,
op. cit. p. 113.

(23) *Ibid.*, p. 90.

(24) *Ibid.*, p. 113.

(25) *Ibid.*, p. 118.

(26) 共通の小学校の上に三つのタイプの中学校が置かれているので、今日、新しい問題が生じている。機会の平等は小学校に入るすべての子供に提供されているが、十一才の試験で子供たちは三つのタイプの中学校に配分される。職業と教育の結びつきが強くなり、三つのタイプの中学校の生徒はそれに対応した職業に就くのが妥当だと考えられる。

教育制度の中に社会階級の不平等が組込まれている。しかし、この問題は、マーシャルが「市民権と社会階級」を著した時点では、周辺の問題でもあった。

(27) *Ibid.*, p. 111.

(28) *Ibid.*, p. 103.

(29) T. H. マーシャル『社会政策』(前掲書)一六一頁。

(30) A. Giddens *Profiles and Critiques in Social Theory*,
Millan, 1982, p. 171.

(31) *Ibid.*, p. 172.

(32) *Ibid.*, p. 173.

(33) *Ibid.*, p. 174.

(34) B. S. Turner *Citizenship and Capitalism*,
Allen & Unwin, 1986, p. 46.

(35) *Ibid.*, p. 47.

(36) *Ibid.*, pp. 85-86.

(37) *Ibid.*, pp. 87-88

(38) *Ibid.*, p. 92.

(39) T. H. Marshall *The Right to Welfare and Other Essays*,
op. cit. p. 121.